株式会社 確認検査機構アネックス

判定業務約款

(総則)

- 第1条 申請者(以下「甲」という。)及び株式会社確認検査機構アネックス(以下「乙」という。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)、これに基づく命令及び告示を遵守し、この約款(引受承諾書を含む。以下同じ。)及び「株式会社確認検査機構アネックス建築物省エネ法判定業務規程」(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下、「この契約」という。)を履行しなければならない。
 - 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務(適合判定通知書の交付)を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければ ならない。
 - 4 甲は、規定に基づき算定された額の料金を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
 - 5 甲は、乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた 業務の対象(以下「対象建築物」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ、 正確に乙に提供しなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、引受承諾書交付日の14日後とする。
 - 2 乙は、甲が前条第5項及び第5条第1項に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を28日間延長することができる。

(料金の支払期日)

- 第3条 甲の料金の支払期日は、適合判定通知書の交付日までとする。
 - 2 甲が、料金を支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合判定通知書を交付しない。この場合において、乙が適合判定通知書を交付しないことにより甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

第4条 甲は、規定に基づく料金を前条の支払期日までに、現金または、乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。

(判定通知書交付前の計画変更)

- 第5条 甲は、適合判定通知書の交付前までに甲の都合により、対象建築物の計画を変更する場合は、速かに乙に通知するとともに変更部分の関係図書を提出しなければならない。
 - 2 乙が前項の変更の内容が大規模であると認めるときは、甲は当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を取り下げ、別件として再度提出しなければならない。

3 前項の提出の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
 - (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて勧告してもなお是正されない場合。
 - 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって、乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
 - 5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを 甲に返還せず、また当該料金が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求すること ができる。
 - 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
 - (1) 甲が料金を第3条に定める支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて勧告してもなお是正されない場合
 - 2 前項の契約解除の場合、乙は料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該料金が未だ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。
 - さらに、乙は、その契約解除によって、甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときはその賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

- 第8条 乙は対象建築物が建築基準法(昭和25年法律第201号)、その他の法令に適合するか否かについて保証しない。
 - 2 乙は対象建築物に瑕疵がないことについて保証しない。
 - 3 乙は甲が提出した関係図書に虚偽があったことが適合判定通知書交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わない。

(紛争の解決)

第9条 この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、必要に応じて民事訴訟法に基づ く訴えの提起又は民事調停法に基づく調停の申し立てを行うことができる。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(附則)

この約款は平成29年4月1日から施行する。